

● 契約の解除（「クーリングオフ」）に関する事項

- ・患者様は、この書面を受取後8日以内であれば、当院への書面による通知で契約の解除（クーリングオフ）をすることができます。
- ・患者様がクーリングオフについて、当院の事実と異なる説明により誤認され、または当院の威迫により困惑されたため、前項の期間内にクーリングオフをされなかった場合、当院が改めてお渡しするクーリングオフの説明書面を受取後8日以内は書面による通知でクーリングオフをすることができます。
- ・クーリングオフは、患者様が通知の書面を発信（発送）された時点で効力を生じます。
- ・クーリングオフの場合、当院は損害賠償または違約金は請求いたしません。また、既履行の美容医療行為につきましても対価を請求いたしません。前受金をいただいている場合は、速やかに全額を返還いたします。
- ・美容医療行為をクーリングオフされる場合、購入いただいた商品（「美容医療契約書」記載の「関連商品」）の購入もクーリングオフをすることができます。ただし、その商品が開封されたまたはその全部もしくは一部が使用もしくは消費された場合（当院が開封、使用または消費を指示した場合は除きます）はクーリングオフできません。
- ・商品の購入をクーリングオフされる場合も、その旨を書面により通知ください。商品のクーリングオフも通知書面の発信（発送）時に効力が生じます。
- ・商品のクーリングオフにつきましても、当院は損害賠償または違約金を請求いたしません。引渡し済み商品の引き取りにかかる費用は当院が負担いたします。また、クーリングオフの対象となった商品の代金を既にいただいている場合は速やかに全額を返還いたします。

【クーリングオフ通知書面例】

（申込み先院宛）
 平成〇年〇月〇日付の……………美容医療契約（および（商品名）購入）の
 申込みをクーリングオフするの通知します。
 平成〇年〇月〇日 住所
 氏名

㊞

● 契約の中途解約に関する事項

- ・上記のクーリングオフができる期間が過ぎた後は、美容医療契約を将来に向かって解除（中途解約）することができます。
- ・中途解約の場合、患者様には既履行の美容医療行為の相当額（入会金を含みます）および「解約損金」として解約により通常生ずる損害額または契約の締結および履行のために通常要する費用をご負担いただきます。具体的には、下記の算式により精算金を算定し、精算金額を超える前受金をいただいている場合は、当院より差額を速やかに返還いたします。前受金が精算金額に足りない場合は、患者様に不足金額をお支払いいただきます。この不足金のお支払いが遅延した場合には、法定利率による遅延損害金が増加されます。

$$\text{精算金} = \text{契約総額}^{\text{注1}} - (\text{既履行の美容医療行為相当額}^{\text{注2}} + \text{解約損料}^{\text{注3}})$$
 - 注1 契約総額＝美容医療契約申込時の全体価格（商品の代金を除く）
 - 注2 既履行の美容医療行為相当額＝入会金＋1回あたり美容医療料×提供回数
 - 注3 解約損料＝（契約総額－既履行の美容医療行為相当額）の2.0%相当額または5万円のいずれか低い方
- ・クレジット等をご利用の場合の精算は、各クレジット会社所定の方法によりしますので、規約等で詳細をご確認ください。
- ・商品の購入についても、中途解約ができます。その場合、患者様には次の額をご負担いただきます。前受金がこの額に足りない場合は、不足金額をお支払いいただきます。不足金のお支払いが遅延した場合には、法定の利率による遅延損害金が増加されます。
 商品を返還いただく場合：通常の使用料相当額（ただし、販売価格－返還時の価格の方が大のときはその額）
 商品の返還がない場合：商品の販売価格
 商品引渡し前の場合：契約の締結及び履行のために通常要する費用

● 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

- ・患者様がお支払いにクレジットカードを利用される場合には、割賦販売法第29条の4第2項（同法第30条の5第1項において準用する場合を含む）の規定に基づき、当院に対して生じている事由をもって、クレジットカード会社に対抗すること（いわゆる「抗弁権の接続」）ができます。詳細につきましてはクレジットカード会社の契約書をご覧ください。

美容医療契約約款

当院は、美容医療行為（診察、治療、手術その他医学的処置。以下同様。）の提供およびそれに際し購入いただく必要のある商品（以下「関連商品」という）の販売を本約款により提供いたします。

（契約の成立）

- 第1条 患者様の本書裏面「美容医療契約書（以下「契約書」という）」への署名・押印をもって、当院との間で契約書記載のとおり美容医療契約および関連商品購入の契約が成立したものとします。ただし、患者様が未成年者の場合は、その親権者の同意を証する書面が当院に提出されたときに契約が成立したものとします。
2. 前項にかかわらず、患者様がクレジットカード払いを利用する場合において患者様とクレジット会社間の立替払い契約が成立しなかったときは、本契約も成立しなかったものとします。

（美容医療行為の提供）

- 第2条 当院は、患者様に対し、契約書記載のとおり美容医療行為の提供および関連商品の販売（以下「美容医療行為の提供等」という）を行います。ただし、美容医療行為の提供等が、患者様の体質・皮膚疾患等により患者様に不具合を生じる恐れのある場合には、美容医療行為の提供等を停止し、患者様と協議のうえ本契約を変更または解除させていただくこともあります。
2. 美容医療行為の提供等により、患者様の美容医療行為の提供を受けたまたは関連商品を使用した部位に異常が生じ、その原因が当院の提供した美容医療行為または関連商品に起因する疑いがある場合には、当院は直ちに美容医療行為の提供等を中止し、適切な処置を講じます。
3. 当院は患者様に対する美容医療行為の提供等の記録を作成・保存します。

（対価の支払）

- 第3条 患者様には、当院からの美容医療行為の提供および関連商品購入に対し、契約書記載のとおり対価をお支払いいただきます。
2. 患者様から当院への直接のお支払いが遅延した場合には、法定の遅延損害金が増加されます。

（解除）

- 第4条 契約書記載の契約期限にかかわらず、当院または患者様が、契約書または本契約約款の記載事項を履行しなかった場合は、相手方への書面による通知をもって直ちに契約を解除することができます。この場合、一方が相手方の不履行により損害を被った場合は、第5条による精算とは別に、相手方に対しその損害の賠償を求めることができるものとします。ただし、当院による美容医療行為の提供等の不履行が天災・停電等やむを得ない事由による場合は除くものとします。

（商品の返還時の価格）

- 第5条 患者様が商品購入契約を中途解約し、商品を返還される際の精算においては、当該商品が開封され、またはその全部もしくは一部が使用または消費された場合（当院が開封、使用または消費を指示した場合は除きます）は、商品の返還時の価格は0円とします。

以上